

「JAえひめ中央教育ローンオリコ型」商品概要説明書

(令和元年9月2日現在)

商品名	JA えひめ中央教育ローンオリコ型
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学されるご子弟の教育にかかる1年以内に必要な資金で以下に該当するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> ①受験のための費用(交通費、宿泊費、出願料、受験料) ②学校納付金(入学金、施設・設備費、寄付金、学校債、授業料、実習・実験費) ③教科書代等の学校教材費 ④留学費用 ⑤公的資格取得費 ⑥敷金・礼金(入学時)および家賃 ⑦生活仕送り金(最大1年分60万円まで) ⑧他金融機関からの教育資金借入の借換資金
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ● JA地区内に居住またはお勤めの方で、JAの組合員の方。 ※ 現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ● お借入時の満年齢が20歳以上65歳以下の方。 ● 前年税込年収が150万円以上で安定継続した収入がある方。 ※ 自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年税引前所得」とします。 ● 勤続(または営業年数は2年以上)年数が1年以上の方。 <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。 ● 教育施設(国民生活金融公庫「国の教育ローン」の対象校に準じます。ただし、外国の教育施設の場合は、JAから振込可能な場合に限定した取扱いとします。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 ● 自己住宅(ご家族名義を含む)または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、JA地区内に1年以上居住している方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること)。 ● 当JAが指定する保証機関(株)オリココーポレーションの保証が受けられる方。 ● その他当JAが定める条件を満たしている方。
お借入れ額	<p>10万円以上500万円以内(1万円単位)</p> <p>※ただし1年以内に必要な所要資金の範囲内とします。</p>
お借入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 11年6ヶ月以内(据置期間を含む)とします。 ※ ただし据置期間は、在学期間+6ヶ月の範囲内とします。 ● 借換資金の場合は借換対象の教育ローンの残存期間内とします。
お借入れ利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用します。 ※ 貸出金利には(株)オリココーポレーションの保証料率含まれます。 ※ 金利は、当JAの各取扱い店舗へお問合せ下さい
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保は不要です。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 当JAが指定する保証機関(株)オリココーポレーションの保証をご利用頂きます。 ● 配偶者方等の収入を合算した場合は、連帯保証人とさせていただきます。 ※ 審査により(株)オリココーポレーションまたは当JAが必要と認めた場合は、連帯保証人をお願いすることがあります。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● ご融資利率に含まれます。 保証料率は(株)オリココーポレーション所定の保証料率(0.95~1.60%)で(株)オリココーポレーションの審査によります。
団体信用生命共済	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体信用生命共済へのご加入は不要です。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務取扱手数料は不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:089-943-8731)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)

その他

- お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。

